

(別紙 1) 「特定事業所集中減算の取扱いについて」

令和 5 年度後期の取扱いについては、次のとおりです。

1 特定事業所集中減算の概要

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、指定居宅介護支援事業所の系列法人や特定の事業所に偏ることなく、公正中立なケアマネジメントを実現することを目的に、「特定事業所集中減算」が設けられています。

これは、指定居宅介護支援事業所において前 6 か月間に作成した居宅サービス計画において該当サービス（「4 判定方法 (1)判定対象のサービスと計算方法」を参照）を居宅サービス計画に位置づけた総数のうち、同一法人によって提供されたものの占める割合が **80%**を超えている場合に、所定単位数から 200 単位を減算するというものです。

2 算定手続きの概要

すべての指定居宅介護支援事業者は、必ず判定期間（前期・後期）ごとに「特定事業所集中減算判定様式」により算定し、算定結果に係る書類は各事業所において 2 年間保存してください。判定期間の詳細は「3 判定期間と減算適用期間、提出期限」、算定結果に係る書類の詳細は「6 提出書類（事業所で保存する書類）について」を参照してください。

なお、算定の結果、80%を超えた場合については、当該書類を郡山市長宛て提出してください（提出期限や提出先等については、通知を参照）。

■ご注意■

80%を超えたか否かにかかわらず、当該書類は事業所にて必ず 2 年間保存してください。

3 判定期間と減算適用期間、提出期限

毎年度 2 回、次の判定期間における当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の全てについて減算を適用します。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から 8月31日まで	10月1日から 3月31日まで	9月15日まで
後期	9月1日から 2月末日まで	4月1日から 9月30日まで	3月15日まで

※ 次の指定居宅介護支援事業所については、判定期間を満了しないことから、当該期

間については減算の判定対象から除外します。

- ① 判定期間の初日現在で指定を受けていない指定居宅介護支援事業所
- ② 判定期間中に休止・廃止をした指定居宅介護支援事業所

4 判定方法

(1) 判定対象のサービスと計算方法

判定対象のサービスについて、その事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が **80%** を超えた場合に減算します。

判定対象サービス	計算方法
以下のとおり	当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置づけた計画数 (%)

<判定対象サービス>

訪問介護 / 通所介護 / 福祉用具貸与 / 地域密着型通所介護

<上記計算方法の解説>

判定にあたっては、次の手順で行ってください。

- ① 当該指定居宅介護支援事業所において該当の判定期間中に作成された居宅サービス計画のうち、判定対象の該当のサービスが位置づけられた居宅サービス計画の数をサービス別にそれぞれ算出します。
- ② サービス別に、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算します。
- ③ 該当のサービスのいずれかが **80%** を超えているか確認します。
⇒ 該当のサービスのうち1つでも **80%** を超えていれば減算の対象となる可能性があります。

※通所介護と地域密着型通所介護については、いずれか又は双方を位置づけた居宅介護サービス計画数を算出し、割合を計算することができます。

5 正当な理由の範囲

4で判定した割合が **80%** を超えた場合に、**80%** を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、「特定事業所集中減算判定様式」に当該理由を具体的に記載し、提出期限までに郡山市長に提出してください。なお、郡山市長が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めることとなりますが、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、郡山市が個別に判断することとします。

番号	正当な理由
①	居宅介護支援事業者の通常の事業実施地域に訪問介護サービス等が各サービス

	ごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合。
②	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
③	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合。
④	判定期間1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。
⑤	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合。
例	<p>体制に関する要件、人材に関する要件及び重度要介護者等対応要件等の利用者の受け入れに係る要件のいずれかを要件とする加算を算定しており(算定していないが、加算の要件を満たす場合も含む。)、サービスの質が高いと判断でき、かつ、利用者もその事業所を希望した場合、当該計画件数を除外して計算する。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算を算定している(算定していないが、加算の要件を満たしている事業所も含む。)訪問介護事業所である。 ・事業所評価加算を算定している(算定していないが、加算の要件を満たしている事業所も含む。)第1号通所事業と一体的に事業を行っている通所介護事業所である。
例	<p>利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書(以下、「理由書」という。)の提出を受けて、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画及び理由書を提出し、支援内容及び事業所選定の妥当性について意見・助言を受けてその選定が適切と判断されたものがある場合、当該計画件数を除外して計算する。</p>
	<p>上記以外でもサービスの質が高いことにより集中したと認められる場合には正当な理由に該当するが、質が高いと判断される理由について具体的に記載し、他の事業所と比較可能な資料を添付すること。</p>
⑥	市町村に訪問介護サービス等を開設している法人がサービスごとでみた場合に

	<p>1 法人で、その法人が紹介率最高法人である場合に、その市町村に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介最高法人の割合が 80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が 10 件以下になるとき。なお、平成 16 年 11 月 1 日以降に合併した市町村については、当分の間、合併前の旧市町村単位で上記条件を満たせば良いこととする。</p>
⑦	<p>通所サービスについて、居宅から路程で 3 キロメートル以内に紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が 80%以下になるか、除外後の各サービス件数が 10 件以下になるとき。 ※通所サービスとは、通所介護、地域密着型通所介護をさす。</p>
⑧	<p>割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。</p>
⑨	<p>訪問介護における移送サービス（通院介助、通院等乗降介助等）を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位 1 品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。</p>
⑩	<p>年中無休 365 日営業している通所サービス事業所である。 ※通所サービスとは、通所介護、地域密着型通所介護をさす。</p>
⑪	<p>判定期間内中に他の居宅介護支援の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由の③④⑥⑦に該当することとなるとき。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を理由に明記すること。</p>
⑫	<p>東日本大震災（長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。）の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると 80%以下となる場合。</p>
⑬	<p>利用者の居住する地域において、サービスごとにサービスを提供している事業所が 1 事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が 80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が 10 件以下になるとき。</p>

6 提出書類（事業所で保存する書類）について

(1) 判定様式について

以下の各様式を用いて判定を行った上で、80%を超えた場合は、正当な理由の有無にかかわらず当該書類を郡山市へ提出してください。

様式	留意事項
(別紙2) 特定事業所集中減算判定様式	必要事項を記入いただき、法人の代表者の署名、押印をしてください。
特定事業所集中減算の計算方法（サービス別・月別）	(別紙2)へ記入を行うために、本様式を用いて計画数を計算してください。 ※提出は、80%を超えたサービスの分のみ
正当な理由の根拠資料 ※80%を超えた場合で正当な理由がある場合提出	任意の様式で、正当な理由に該当する根拠をお示しください。

※ 提出いただいた書類を基に減算の有無を郡山市で審査し、その結果を後日通知します。通知の結果内容が減算対象となった場合には、次の書類を提出してください。

(2) 減算となった（減算が解消された）場合の届出について

80%を超えた場合で正当な理由に該当しない（郡山市の審査の結果が減算対象となった）場合は、提出が必要です。

また、以前減算を受けていた場合で、減算が解消された場合も提出が必要です。

様式	留意事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	必要事項を記入いただき、法人の代表者の署名、押印をしてください。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定事業所集中減算用）	特定事業所集中減算について、減算対象となった場合は「2あり」に、減算が解消された場合は「1なし」に○をつけてください。

▼本件に係る郡山市ウェブサイトへの掲載について

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2196.html>

トップページの「さがす」から『居宅介護支援事業費に係る特定事業所集中減算について』と検索